

# インターネット選挙運動

公職選挙法改正法施行日(平成25年5月26日)以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙)の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動ができるようになります。

※総務省ホームページをご覧ください。

ネット選挙運動総務省 検索

①有権者は、ウェブサイトなど(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

②候補者・政党等は、ウェブサイトなど及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

- 選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得または得させるために、直接または間接に有利な行為のことです。
- 選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
- 未成年者等は選挙運動をすることができません。

**有権者**

**候補者**      **政党等**

**電子メール**

※有権者が電子メールで選挙運動を行うことは禁止です!!

**ウェブサイトなど**

(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)

△△花子<△@△.ne.jp>

※電子メールアドレスなどの表示義務

○電子メールアドレスなどは、電子メールその他のインターネットなどを利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。

○電子メール以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

**電子メール**

※氏名、電子メールアドレスなどの表示義務。  
※一定の記録の保存義務。

○自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。

**禁 止**

**有 権 者**

# 子育て支援 センター通信

■子育て支援センター  
☎2-4152 (新籠、杉山)



## ☺一時保育

入所していないお子さんでも、一時的に保育所を利用する事ができます。お子さんの年齢に合わせたクラスと一緒に活動します♪

■場 所 上土幌保育所

■対 象 1才6ヶ月～就学前

■利用時間 9:00～17:00

(短時間の利用可能)

■料 金 一時間400円

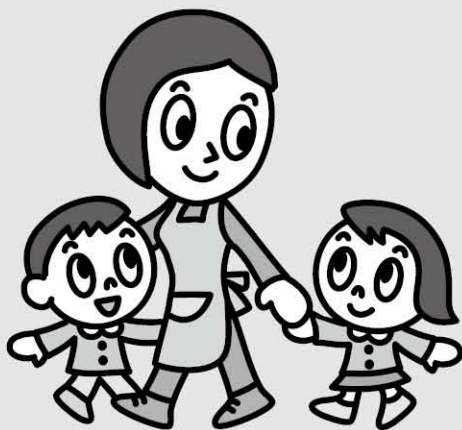
■実施日 月～金

■休 日 土日祝祭日、年末年始  
休所日、保育所行事日

■予 約 3日前まで

■利用理由 保護者の方の仕事・  
病院への通院・学校の行事や地  
域の手伝い・趣味の時間をもち  
たいなど

■申請受付・予約先  
子育て支援センター



## これらの禁止行為は、処罰の対象となります ◆選挙運動の方法等に関する規制【例】

### 有権者は電子メールを使って 選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図面を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は、候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。

### 未成年の選挙運動は禁止されています！

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません。

インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も必要です。

### ホームページや電子メールなどを印刷して、 頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして、頒布してはいけません。

### 選挙運動期間外に 選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません。

## ◆誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰【例】

### 候補者に関し虚偽の事項を公開 してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し、虚偽の事項を公にし、または、事実をゆがめて公にした者は処罰されます。

### 氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって事実と反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます。

### 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます。

### 候補者等のウェブサイト を改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます。

不正アクセス罪にも該当します。

※お問い合わせは、上土幌町選挙管理委員会事務局：総務課庶務担当  
(内線234)杉本まで